

あなたの周りは大丈夫？ 今すぐブロック塀等 の点検を！

～安全なブロック塀等を目指して～

所有者のみなさまへ



危険なブロック塀等を放置すると、地震時に倒壊してしまった場合、
人に危害を加えてしまうことがあります。

また、避難や救助の妨げになると、周辺の方々に迷惑をかけてしまいます。
安全な塀であるかを点検し、危険と思われる時は専門家に相談しましょう！

一般財団法人 日本建築防災協会

協力：ブロック塀等の安全性確保に向けた関係団体連絡会議

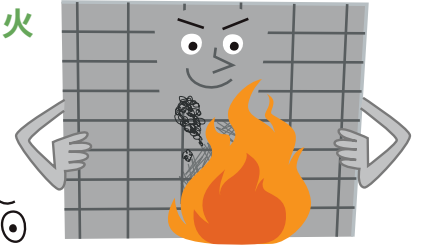
～所有者のみなさまへ～

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震をはじめ過去の地震においても、ブロック塀等の倒壊によって犠牲者が発生しています。

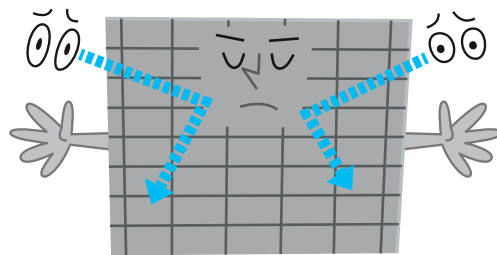
ブロック塀等の倒壊を二度と起こさないよう、みなさま一人ひとりが、ブロック塀等の所有者としての維持管理の責任を認識し、日頃より安全点検を行うよう心掛けることが大切です。

ブロック塀等は、防火といった安全面や、通行人からの視線を遮りプライバシーを確保するなどといった役割も果たします。

防火



プライバシー



地震によりブロック塀が倒壊



地震によりブロック塀の一部が損壊



地震により石塀が倒壊

ポイント

ブロック塀等の倒壊を繰り返さないために…

- ① ブロック塀等の安全を確保することは所有者の責務です。
塀の倒壊により、周辺の方々に迷惑をかけないようにしましょう!
- ② 既存の塀については、自分で安全点検し、わからないことがある場合や危険な塀とわかった場合は、速やかに専門家に相談しましょう!
- ③ 地方公共団体によっては、ブロック塀等の安全対策に係る補助金など支援制度が設けられている場合もあります。お住まいの地方公共団体へ支援制度を確認しましょう!
- ④ 地方公共団体によっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、避難路沿道の一定の高さ・長さを超えるブロック塀等について、耐震診断の実施と診断結果の報告を義務付けている場合があります。お住まいの地方公共団体の耐震改修の担当窓口を確認しましょう!

||||||| 既存の塀を安全点検する場合 |||||

外観の目視で安全点検ができるチェックシートです。自分で行う安全点検のポイントで適合か不適合かわからない場合は、「×(不適合)」を選択しましょう。

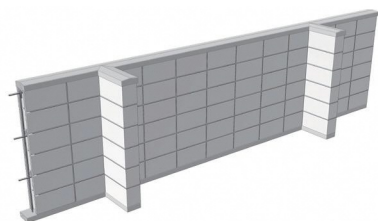
このチェックシートを使って、自分で行う安全点検のポイントに一つでも「×(不適合)」がある場合や、わからないことがある場合は、専門家に相談してください。

専門家への相談については、本パンフレット巻末の「相談窓口」を参照してください。

ここに注目

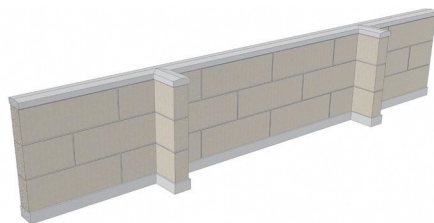
「ブロック塀等」と一言でいっても、補強コンクリートブロック造の塀と組積造の塀が存在します。それぞれの塀で安全点検のポイントが異なるので注意してください。

補強コンクリートブロック造の塀は、
コンクリートブロックに鉄筋が入った塀をいいます。



A. ブロック塀
の項目を確認してください。

組積造の塀は、
石やれんが等を積み上げてつくられた塀をいいます。



B. 組積造の塀
の項目を確認してください。

A. ブロック塀

～自分で行う安全点検のポイント～

1 塀は高すぎないか

塀の高さは地面から
2.2m以下ですか？

チェック結果

○

(適合)

×

(不適合)

危険

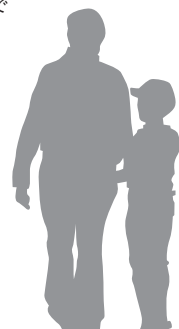


ブロック塀の高さは最高で2.2mです。ブロック塀の1段の目安は20cmです。

塀の両側で地面の高さが異なる場合は、安全側の判断として地面の低い側から塀の頂部までの高さを測りましょう。

最高2.2m
まで

地面



2 塀の厚さは十分か

塀の厚さは15cm以上※ですか？

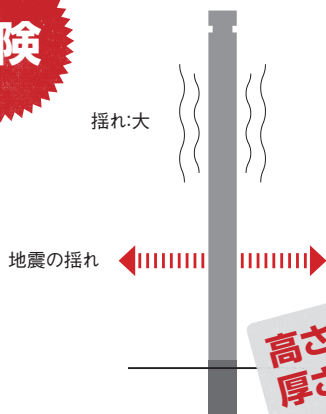
※塀の高さが2m以下の場合には10cm以上

チェック結果

○
(適合)

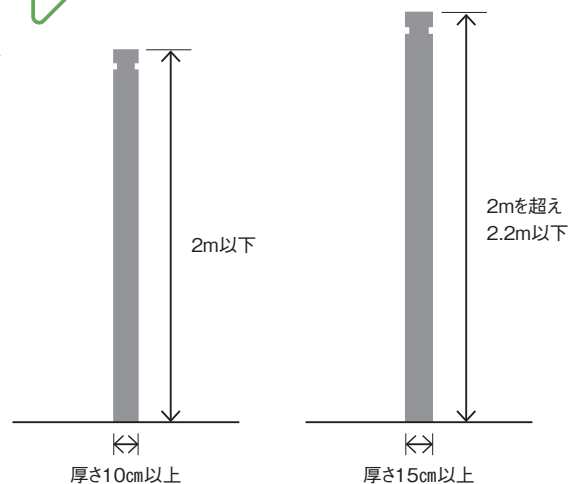
×
(不適合)

危険



薄いものより厚いものの方が、鉄筋のかぶり厚さが増すので耐久性が向上します。

高さに応じたブロック塀の厚さがないと危ないです！



3 控え壁があるか

長さ3.4m以下ごとに、高さの1/5以上突出した控え壁はありますか？

(塀の高さが1.2m超の場合のみ)

チェック結果

○
(適合)

×
(不適合)

危険

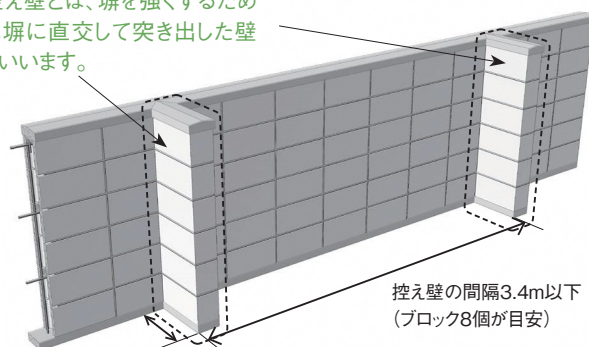


控え壁がないと、ブロック塀が地震時に倒れてしまうこともあります！

ブロック塀に対して直交に壁をつけることで、地震時に倒れにくくなります。

ブロック塀の高さが例えば2mの場合は、ブロック塀の長さ3.4m以下(ブロック8個が目安)ごとに長さ40cm以上の控え壁が必要です。

控え壁とは、塀を強くするために塀に直交して突き出した壁をいいます。



控え壁長さは高さの1/5以上
(高さ2mの場合は40cm以上)

4 基礎があるか

コンクリートの基礎がありますか？

チェック結果

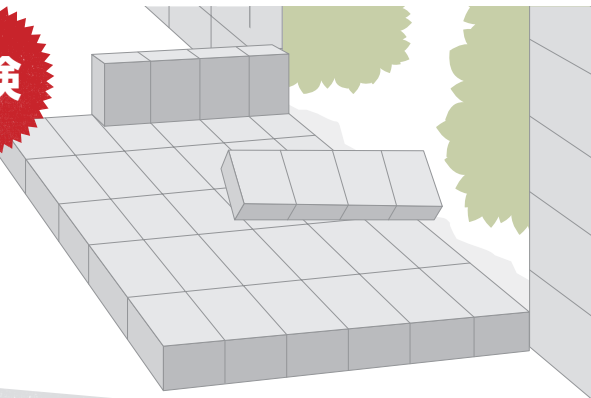
○

(適合)

×

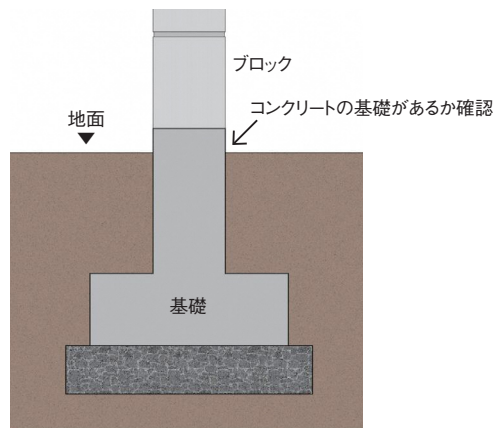
(不適合)

危険



基礎がきちんとつくられていないとブロック塀が地震時に根元から倒れてしまうこともあります！

地面より上にあるブロックの最下段の下に、コンクリートの基礎があるかを確認してください。



5 塀が傾いたりしてないか

塀に傾きやひび割れがないですか？

チェック結果

○

(適合)

×

(不適合)

危険



傾いている危ない塀



割れや鉄筋の露出がみられる塀

目に見えて判断できる傾きやひび割れがなくても劣化が進んでいる場合があります。塀が劣化しつつあるサインとして、ブロック表面の鉄筋の錆び汁(茶色のにじみ)や著しい白い物質の付着(ブロック内部に雨水が浸入するなどによりコンクリートの成分が溶け出し表面で白く固まったもの)があります。

傾いている塀やひび割れている塀は劣化が進んでいるおそれがあり危険なので、塀には近付かないようにしましょう！

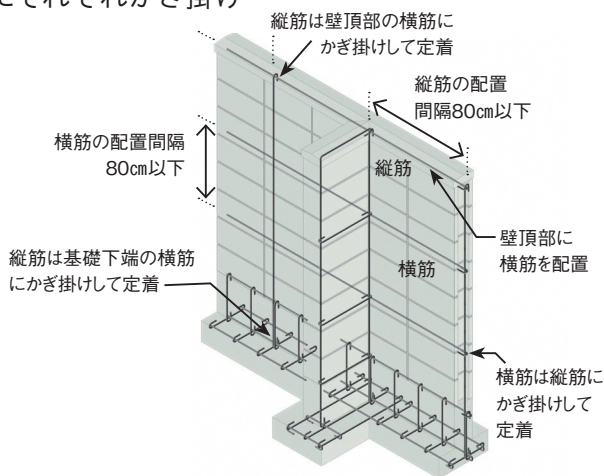
5項目のうち1つでも「×(不適合)」がある場合やわからないことがある場合は、専門家に相談しましょう！

～専門家に相談しましょう～

以下の2項目は、外観の目視では安全点検ができない項目です。

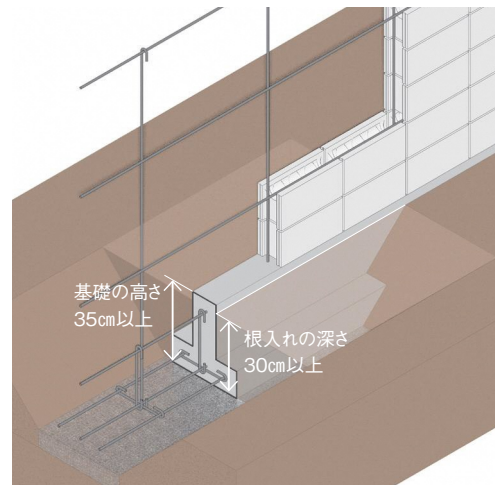
1 塀に鉄筋はありますか？

- 塀の中に径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置
- 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置
- 縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛け



2 基礎の寸法は十分ですか？ (塀の高さが1.2m超の場合のみ)

- 基礎の高さが35cm以上
- 基礎の根入れの深さ(基礎が土の中に入っている深さ)が30cm以上



B.組積造の塀

～自分で行う安全点検のポイント～

以下の項目は、外観の目視で点検ができますが、わからないことがあれば専門家に相談してください。

1 塀の高さ

地面から1.2m以下

2 塀の厚さ

塀の高さの1/10以上の厚さ
(高さが1.2mの場合は12cm以上)

3 控え壁

塀の長さ4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁

4 基礎

基礎があること

5 傾き・ひび割れ

塀に傾きやひび割れがないこと

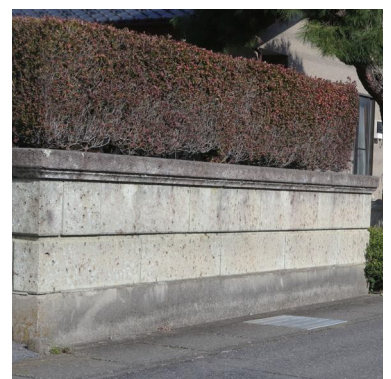
チェック結果



(適合)



(不適合)



健全な石塀

5項目のうち1つでも「×(不適合)」がある場合やわからないことがある場合は、専門家に相談しましょう！

～専門家に相談しましょう～

外観の目視では安全点検ができない項目です。

※組積造の塀においても鉄筋で補強する方法があるので、塀の中の鉄筋の有無についても確認しましょう。

6 基礎の寸法

基礎の根入れの深さが
20cm以上

||||| 塀をつくる場合 |||||

- ① 塀をつくる場合は、建築基準法に適合させる必要があります。建築基準法上の手続き（建築確認）が必要となる場合もあるので、施工業者等に確認しましょう！
- ② 信頼できる施工業者等に工事を依頼し、契約書や設計図面、見積書などをしっかりと保存しておきましょう！

ここでは、塀をつくる場合の留意点として、特に施工業者等とのやりとりにおける事項を示します。

1 建築基準法上、必要な手続きを確認しましょう。

「建築確認」が必要となる場合もあるので、施工業者等に確認しましょう。



2 しっかりと工事契約を結びましょう。

契約行為を行うことが基本です。書面で契約内容を確認し、信頼できる施工業者等を選びましょう。わからないことがある場合は、しっかりと施工業者等に確認しましょう。

地面の中の基礎や塀の内部の鉄筋などは、塀が完成すると見えなくなってしまう。きちんと工事がされているかを確認するためにも、工事期間中に現場を見に行くことをお勧めします。

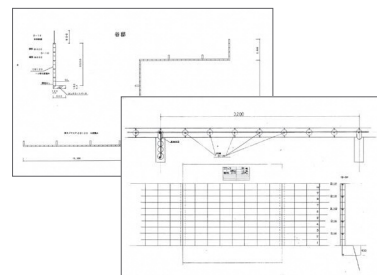


3 契約書や設計図面、見積書（内訳書）、その他関係書類（確認済証や検査済証等）をセットにして、しっかりと保管しましょう。

塀を新しくつくる場合は、施工業者等がつくる設計図面や見積書等をしっかりと保管しておきましょう。

工事後の不具合や補修の際に必要です。

図面が残っていれば、いざ不具合が見つかった場合に補修計画がつくりやすく、時間や費用、手間が抑えられます。



|||| ブロック塀等の安全対策に対する支援等 ||||

ブロック塀等の調査・点検、改修、撤去、撤去後の新設等に係る費用について、地方公共団体によっては支援制度が設けられている場合があります。

地方公共団体ごとの支援制度の有無については、下記ホームページをご覧ください。また、支援制度の詳細については、お住まいの地方公共団体へお問い合わせください。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/block/>

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正に伴い、平成31年1月1日以降、地方公共団体が指定する避難路沿道の一定の高さ・長さを超えるブロック塀等について、耐震診断の実施と診断結果の報告を義務付けている場合があります。対象となる道路や報告期日等については、お住まいの地方公共団体の耐震改修の担当窓口へお問い合わせください。

例えば、次のような支援があります。

例1) ブロック塀等の撤去に対する補助金

- ▶ 危険なブロック塀を撤去する工事に対する支援

例2) ブロック塀等の改修に対する補助金

- ▶ 撤去後に安全な塀または生垣をつくる工事に対する支援



安全なブロック塀等への改修例

||||| 相談窓口 |||||

ブロック塀等の診断・施工に関するご相談は、

■ (公社)日本エクステリア建設業協会

住宅の外構専門の工事業者の団体

03-3865-5671 / <https://jpex.or.jp/>

その他、ブロック塀等の診断・設計に関するご相談は、

■ (公社)日本建築士会連合会(※)

建築士の団体による連合会

<http://www.kenchikushikai.or.jp/about-our-society/sodanmadoguchi.html>

■ (一社)日本建築士事務所協会連合会(※)

建築士事務所の団体による連合会

<http://www.njr.or.jp/society/>

■ (公社)日本建築家協会(※)

建築の設計監理を行う建築家の団体

http://www.jia.or.jp/guide/about_jia/organization_jia.htm

※ URL先に記載の各都道府県の団体へご相談ください

ブロック塀等に使用するコンクリートブロックに関するご相談は、

■ (一社)全国建築コンクリートブロック工業会

コンクリートブロックの製造者を中心とした団体

03-3851-1076 / <https://www.jcba-jp.com/>

その他(住宅相談窓口/建築物耐震化関係)に関するご相談は、

■ (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住宅専門の相談を受け付ける団体(住まいるダイヤル)

0570-016-100 / <http://www.chord.or.jp/index.php>

■ (一財)日本建築防災協会

建築物の耐震化を促進・支援する団体

03-5512-6451 / <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

Memo